

# 令和8年度版 津高等技術学校

## 学校案内パンフレット等作成及び発送業務

### 業務委託仕様書

#### 1 業務の目的

三重県内及び隣接する県に在住の36歳未満の者を対象に、津高等技術学校についての認知度が高まり、興味を惹くようなパンフレット等を製作することにより、津高等技術学校普通課程訓練の特色や訓練内容を魅力的・効果的に発信し、入校希望者増加につなげることを目的とします。

#### 2 委託業務名

令和8年度版 津高等技術学校 学校案内パンフレット等作成及び発送業務委託

#### 3 委託期間

契約日から令和8年3月25日（水）まで

#### 4 委託業務の内容

##### (1) 業務内容

##### (ア) パンフレットの作成

部数：2,500部

規格：出来上がりA4サイズ、16ページ、製本中綴じ

(紙質) 上質コート紙、A全判 70.5kg

(印刷) 全ページフルカラー、色数指定なし

内容：別紙1「津高等技術学校 学校案内作成方針」のとおり

取材等：表紙及び各科紹介ページに掲載する写真撮影（訓練風景等）、

学校について訓練内容についての取材及び記事作成

※2日～3日程度を予定しています。

※パンフレットの重要な箇所に用いる写真には、女性モデル（2名程度）を起用して撮影をしてください。（モデルを起用した撮影は1日のみ）

※その他の撮影日は、本校訓練生及び施設を撮影していただきます。

※取材等の日時等は調整のうえ決定します。

(イ) ポスターの作成

部数：500部

①A4サイズ 400部

②B3サイズ 100部

規格：(紙質) マットコート紙、四六判 135kg

(印刷) フルカラー、色数指定なし

※パンフレットの表紙のデザインを基に横向きポスターを作成してください。

そのうえで、本校から指定する文字や二次元コード等を追加してデザインしてください。

(ウ) チラシの作成

①公共職業安定所等向け入校生募集チラシ

部数：1, 500部

規格：(紙質) マットコート紙(光沢あり)、四六判 135kg

(印刷) フルカラー、色数指定なし

※パンフレットの表紙のデザイン及び内容を基にチラシを作成してください。

そのうえで、本校から指定する文字や二次元コード等を追加してデザインしてください。

(エ) パンフレット等の電子データ化

成果物として印刷物の他に、パンフレットのPDFファイルを作成し保存したCD等の記憶媒体1部、撮影した写真データを保存したCD等の記憶媒体1部を納品してください。

なお、電子データの著作権は津高等技術学校に帰属するものとします。パンフレット等の全ての部分並びに後日指定する任意の部分及び写真データについて、津高等技術学校のホームページ等に転載できることとします。

(オ) パンフレット等の発送

津高等技術学校に納入する他、発送分について、別添「令和8年度版 パンフレット等配布計画」のとおり発送してください。(発送部数：パンフレット 820部、ポスター 246部)

(2) 納入期限 津高等技術学校納品分 令和8年3月 6日(金)まで  
発送分業務 令和8年3月11日(水)まで

(3) 納入場所 津高等技術学校及び別添「令和8年度版 パンフレット等配布計画」に示す発送先

## **5 著作権等の帰属**

- (1) 成果物の所有権は、津高等技術学校へ引渡しが完了したときに津高等技術学校に移転するものとします。
- (2) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引渡しをもって津高等技術学校に譲渡されるものとします。  
また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとします。

## **6 県との調整**

業務の実施にあたっては、委託者との打ち合わせや調整を十分に行うこと。また、委託者の求めに応じて、業務の進捗状況について報告すること。

## **7 業務実施体制**

- (1) 業務担当者等  
契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。
- (2) 連絡体制  
緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

## **8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除**

受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」（以下「落札停止要綱」という。）に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## **9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を行った場合の措置**

- (1) 受注者は、契約の履行にあたって、暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
  - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - (ウ) 委託者に通報すること。
  - (エ) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

- (2) 受注者が(1)(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## **10 その他特記事項**

- (1) 委託業務の実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者と協議しながら進めるものとします。また、校正の過程で、提出された企画案からの各ページのレイアウトの配置や文字の修正を求める場合があります。
- (2) 本調達にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和7年度環境物品等の調達方針 3 役務 印刷」の判断基準を満たすこととします。(同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているので、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月)22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。)

ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、代替品の納入を認めます。

参考：「みえ・グリーン購入基本方針」・「環境物品等の調達方針」(三重県)、  
「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(国)  
三重県ホームページ  
<https://www.pef.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/>